

新型コロナウイルス感染症の影響による 一時的な生活資金の緊急貸付に関するご案内

福岡県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により生活資金でお悩みの方に向けて、生活福祉資金のうち以下の資金について特例貸付を実施しています。

(貸付には審査があります。)

○緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を実施

○総合支援資金

日常生活の維持が困難となった場合に、原則3月以内の生活費用の貸付を実施

生活保護を受給している世帯の方は対象外となります。

具体的な内容は裏面をご覧ください。

柳川市内にお住まいの方で貸付のご相談を希望される方は、**下記へお電話ください**。なお、感染拡大防止面談を希望される方は、電話で相談日時を予約の上お越し下さい。

お問合せ先

柳川市社会福祉協議会

所在地：柳川市上宮永町6-3

柳川総合保健福祉センター水の郷内

電話：080-8550-3022, 080-8554-3111

受付時間：(月～金曜日 9:00～17:00)

休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

■ 貸付上限額

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方については20万円以内

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■ 据置期間

1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■ 償還期限

2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

■ 申込先

柳川市社会福祉協議会

失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

■ 貸付上限額

- ・（2人以上）月20万円以内
 - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■ 据置期間

1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■ 償還期限

10年以内

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■ 申込先

柳川市社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による支援を受けることが要件となります。